

**医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業に係る  
消費税仕入控除税額報告について  
(医療機関・薬局・訪問看護ステーション用)**

**群馬県健康福祉部医務課医療指導係**

**薬務課薬事・血液係**

**介護高齢課居宅サービス係**

Ver.2 (R3.10.21 更新)

返還有りの提出資料追記及び文言修正

# 目 次

## 1. 仕入控除税額報告の概要

- [1]消費税の納付と補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- [2]報告の目的について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- [3]報告の時期について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- [4]報告の提出先について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 2. 仕入控除税額の算定について

- [1]仕入控除税額フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- [2]返還額が0円の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- [3]返還額がある場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 3. 県への報告書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- [1]返還額が0円の場合
- [2]返還額がある場合

※ この資料は医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業に係る補助金（以下、「補助金」という。）の交付を受けた医療機関、薬局及び訪問看護ステーション（以下、「医療機関等」という。）が仕入控除税額の報告を行うためのものです。

その他の補助金に関することは、それぞれ補助金の交付事務を行った部署にお問い合わせください。

また、消費税の申告方法については、税理士や税務署に御相談ください。

# 1. 仕入控除税額報告の概要

## [1] 消費税の納付と補助金について

事業者は、課税売上げに係る消費税から、課税仕入れに係る消費税額（以下「仕入控除税額」という。）を控除した金額を、税務署に納付します。

### ○一般課税の場合の例

売上 (収入)	課税売上 550 万円 (消費税額 50 万円)	非課税・不課税 売上 200 万円
	(納付税額 20 万円)	
仕入 (支出)	課税仕入 330 万円 (仕入控除税額 30 万円)	非課税・不課税仕入 420 万円

一方、補助金は、消費税の負担を目的した部分があるにも関わらず、制度上、不課税売上として計上されており、結果として、補助金に組み込まれた消費税相当額が、消費税負担（支出）という目的に使用されないこととなります。

### ○一般課税で補助金がある場合の例

売上 (収入)	課税売上 440 万 (消費税額 40 万円)	非課税・不課税売上 310 万円
	(納付税額 10 万円)	
仕入 (支出)	課税仕入 330 万円 (仕入控除税額 30 万円)	非課税・不課税仕入 420 万円

補助金 110 万  
(消費税額 10 万円) ← 返還額

## [2] 報告の目的について

[1]の理由により、補助金交付要綱では、交付の条件として補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額の報告を定めており、これを行わないと交付条件違反として、補助金返還となる場合があります。

なお、返還が生ずる場合は、後日、県から納付通知書を発行しますので、事業者は、金融機関の窓口で納付してください。（県からの納付通知書の送付を待たず、現金書留等で補助金を返還しないようお願いします。）

## [3] 報告の時期について

(1) 返還が生じない場合

令和3年10月29日（金）までに提出してください。（担当課必着）

(2) 返還が生ずる場合

令和3年11月1日（月）から令和4年1月31日（月）までの間に提出してください。（担当課必着）

## [4] 報告の提出先について

(1) 病院、診療所及び助産所の方

担当部署：医務課医療指導係  
住 所：前橋市大手町1-1-1  
電話番号：027-226-2533

(2) 薬局の方

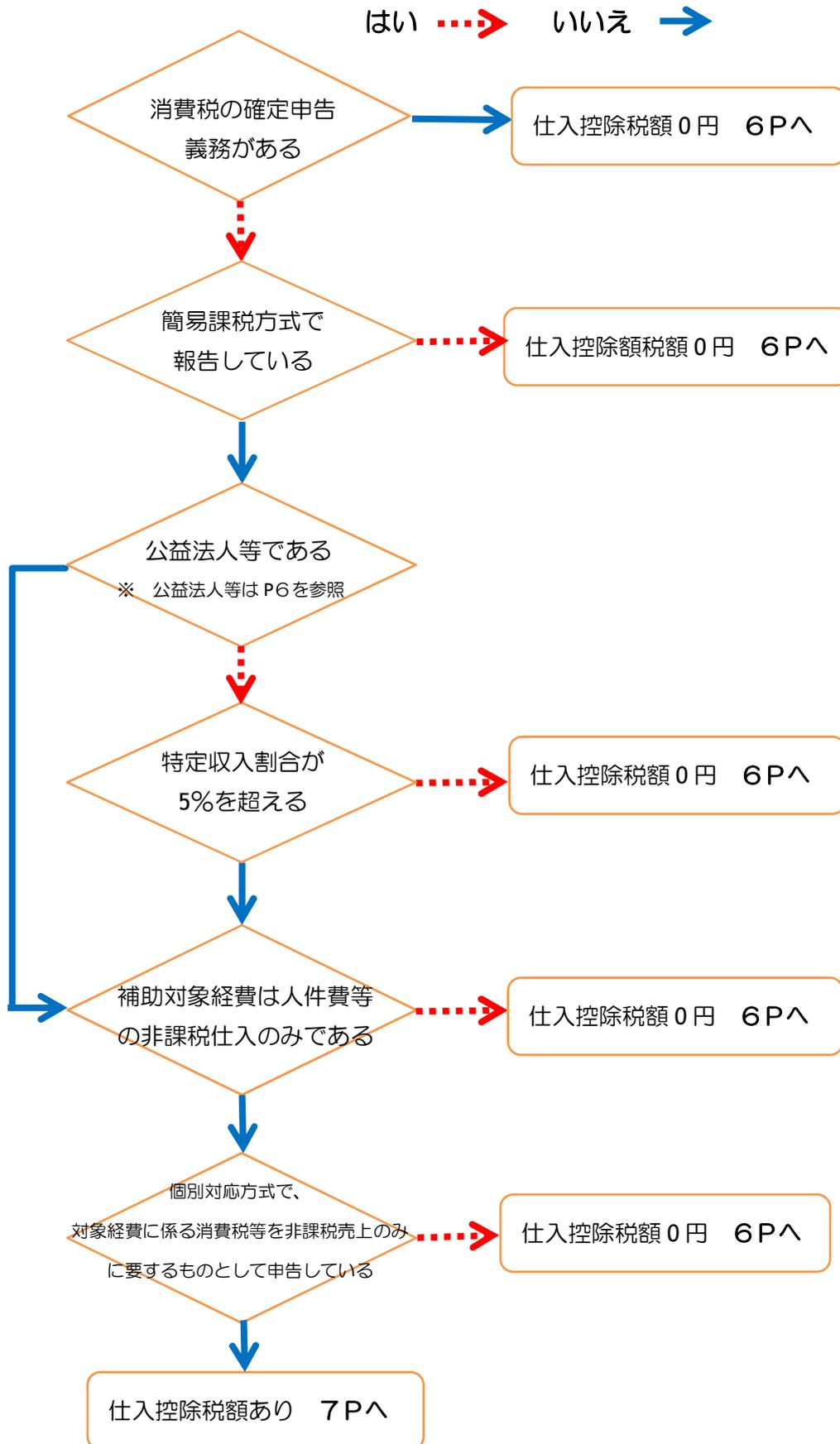
担当部署：薬務課薬事血液係  
住 所：前橋市大手町1-1-1  
電話番号：027-226-2662

(3) 訪問看護ステーションの方

担当部署：介護高齢課居宅サービス係  
住 所：前橋市大手町1-1-1  
電話番号：027-226-2575

## 2. 仕入控除税額の算定について

### [1]仕入控除税額フローチャート



## [2] 返還額が0円の場合

次のような事業者は、原則返還金がありません。

- 消費税の申告義務がない。
- 簡易課税方式で申告している。
- 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている。
- 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。
- 補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するもの」として計上している。

**※返還額が0円の場合でも、報告は必要です。**

### **公益法人等とは？**

地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等が該当します。

詳しくは消費税法別表第三を確認してください。

### [3] 返還額がある場合

[2] 以外の場合には、消費税等に係る仕入控除税額が発生しますので、次のとおり、計算の上、県に報告してください。

※ 課税仕入に係る税率が2種類含まれる場合はそれぞれ分けて計算し、それらを足し上げてください。

#### ■ 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \frac{10}{110}$$

#### ■ 課税売上割合が95%未満の場合、又は課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円を超える場合であり、一括比例配分方式を採用している場合

補助対象経費のうち課税仕入等に係る消費税額	仕入控除税額 (控除する消費税額)	課税売上割合 で按分
	控除できない消費税額	

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

#### 課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額}}$$

※基本的に、仕入控除税額を計算するときは端数処理を行いません。

- 課税売上割合が95%未満の場合、又は課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円を超える場合であり、**個別対応方式**を採用している場合

補助対象経費のうち課税仕入に係る消費税額	甲 課税売上のみに対応するもの	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	乙 甲と丙に共通するもの	
	丙 非課税売上のみに対応するもの	控除できない消費税額

課税売上割合で按分



### 小数点以下の処理について

課税売上割合等、途中の計算処理については小数点以下を切り捨てたり、切り上げたりしないでください。

返還額については、円未満を切り捨ててください。

### 3. 県への報告書類について

#### [1] 返還額が0円の場合

消費税の確定申告義務がない場合	仕入控除税額報告書 チェックリスト
簡易課税方式で申告している場合	仕入控除税額報告書 チェックリスト 確定申告書（第3-(3)号様式、又は第27-(2)号様式）
特定収入割合が5%を超えている場合	仕入控除税額報告書 チェックリスト 確定申告書 特定収入割合の計算過程が分かる書類
補助対象経費は人件費等の非課税仕入のみである場合 個別対応方式で、対象経費に係る消費税等を非課税売上のみによするものとして申告している場合	仕入控除税額報告書 チェックリスト 確定申告書 補助金の対象経費の内訳が分かる書類（様式任意）

#### [2] 返還額がある場合

- ・ 仕入控除税額報告書
- ・ 返還額計算内訳書
- ・ 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- ・ 特定収入がある場合は仕入控除税額計算表（写し）

☆消費税や仕入控除税額等についての詳しい内容については、

国税庁のHP（<http://www.nta.go.jp>）を御確認ください。